

みよし市地域生活支援拠点ロゴマーク「COCO-COLOR」の取扱いに関する基準
(趣旨)

第1条 この基準は、本市が制作した地域生活支援拠点ロゴマーク「COCO-COLOR」(以下「ロゴマーク」という。)の使用その他の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。
(デザイン等)

第2条 ロゴマークのデザイン、配色及び縦横比は、別図のとおりとする。
(使用の条件)

第3条 ロゴマークを使用できる者は、本市と共に本市の地域生活支援拠点及びその機能のPRに取り組んでいただける個人、団体、企業等とする。
(使用の届出)

第4条 ロゴマークを使用しようとする者は、みよし市地域生活支援拠点ロゴマーク「COCO-COLOR」使用届出書(様式第1号)に必要な書類を添え、市長へ届け出なければならない。
(届出の受理等)

第5条 市長は、前条の規定による届出があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、届出を受理するものとする。

- (1) みよし市の信用及び品位を損なうおそれがある場合
- (2) 地域生活支援拠点の正しい理解の妨げになるおそれがある場合
- (3) 法令又は公序良俗に反するおそれがある場合
- (4) 政治的な活動又は宗教的な活動を助長するおそれがある場合
- (5) 青少年の健全育成にとって有害な目的に利用されるおそれがある場合
- (6) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして、独占的に利用されるおそれがある場合
- (7) 営利目的として使用する場合
- (8) その他市長が適切でないと認めた場合

2 市長は、前項の規定に基づき届出を受理したときは、みよし市地域生活支援拠点ロゴマーク「COCO-COLOR」届出受理通知書(様式第2号)を当該届出を行った者に送付するものとする。

(使用の禁止)

第6条 市長は、ロゴマークを使用している者(以下「使用者」という。)が前条第1項各号のいずれかに該当する場合は、当該使用者に対しロゴマークの使用を禁止することができる。この場合において、使用を禁止したことにより、使用者に損害が生じた場合においても、市は一切の責めを負わないものとする。

(使用料)

第7条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

(遵守事項)

第8条 ロゴマークの使用に当たっては、次に掲げる規定を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークの大きさは任意とする。ただし、縦横比は変更してはならない。
- (2) ロゴマークの色は変更してはならない。

(3) ロゴマークを分解し、デザインの要素を個別に使用してはならない。

(注意事項)

第9条 ロゴマークの使用によって生じた問題について、市は一切責任を負わないものとし、苦情等が発生した場合は、使用者の責任で適切な対応をするものとする。

(その他)

第10条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年7月13日から施行する。

別図（第2条関係）

1 デザイン及び配色



HEX : f6cad7

C : 0 M : 18 Y : 13 K : 4

HEX : b9d077

C : 11 M : 0 Y : 43 K : 18

HEX : 658e56

C : 29 M : 0 Y : 39 K : 44

2 縦横比

縦 : 横 = 1 : 0.81